

平成21年度食品表示適正化対策委託事業応募要領

平成21年度食品表示適正化対策委託事業(以下「本事業」という。)実施要領(以下「実施要領」という。)第4に基づき、本応募要領を定める。

なお、本公募は平成21年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更があり得ることをご留意願いたい。

第1 事業名

食品表示適正化対策事業

第2 事業実施の目的及び概要

1 目的

近年、消費者の食に対する関心が高まっている中で、依然として消費者の信頼を揺るがす偽装表示等が発生している状況にある。このような中で、食品表示に対する信頼を確保するためには、国が行う食品表示の適正化に関する監視・指導業務や食品表示制度の見直し等の諸施策の策定業務と十分に連携して、食品表示ウォッチャー制度の充実強化や、食品事業者における食品表示の適正化に向けた取組を推進するための講座の開設により、一層の食品表示の適正化の推進を図っていくことが必要である。

2 概要

(1) 食品表示ウォッチャー事業

食品表示ウォッチャー事業は、原則として次のような事業を行う。なお、地方農政事務所等が、必要に応じて助言及び情報提供等の協力を行う。

各都道府県に配置する食品表示ウォッチャーの公募・選定

ア 公募

バナー広告、新聞等への掲載等各種ツールを活用した公募

イ 選定

基準の作成及び選定作業

日常の買い物等における食品表示のモニタリング業務の委嘱

定期報告、特別調査報告及び随時報告内容を記載するための様式の作成、委嘱状の発行等の業務

モニタリングのための食品表示制度の知識習得に向けた研修(e ラーニング)の実施

e ラーニングサイトの構築等の業務

モニタリング活動の状況の取りまとめ、報告

定期報告及び特別調査報告の取りまとめ、報告

食品表示ウォッチャーと行政担当官との意見交換会を各都道府県で実施

地方農政事務所等と食品表示ウォッチャーとの連絡調整、意見交換会の運営
優良ウォッチャーの表彰等

ア 優良ウォッチャー選定

基準の作成、選定作業等の業務

イ 表彰と意見交換会の開催

日程調整等の業務

その他、食品表示ウォッチャーの適切かつ円滑な実施に必要な作業等

謝金支払業務、食品表示ウォッチャーへのニュース配信等の業務

(2) 食品事業者表示適正化技術講座事業

食品事業者表示適正化技術講座事業は、原則として次のような事業を行う。なお、地方農政事務所等が、必要に応じて助言・情報提供等の協力を行う。

消費者及び事業者を交えた意見交換会の開催(全国主要都市開催)

会場の選定、出席者の確保(製造業者、卸売業者、小売業者、消費者)等の意見交換会に関連する業務

講座のテキスト作成

ア メインテキスト

食品事業者が適正表示の推進を図るために、必要とされる社内体制、正しい表示知識と消費者への情報発信を含めたテキストの作成

イ サブテキスト

食品事業者(製造業者、卸売業者、小売業者)ごとに食品表示制度の説明を掲載したテキストの作成

講座の実施(全国各地で開催)

会場、講師の選定、出席者の確保(製造業者、卸売業者、小売業者)等の業務

効果測定

表示手順(表示する上でのチェック項目)、表示する上での社内規程の整備、表示の適正化確保の各項目に沿ったアンケートを作成、実施(事前、事後)

第3 委託契約限度額

本事業についての委託契約限度額は、以下のとおりとする。

94,494,000円(消費税を含む)

第4 応募資格

応募資格を有する者は、次の1及び2の双方に該当する者とする。

1 対象者

民間事業者、独立行政法人、国立大学法人、認可法人、民間団体(公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50条)第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。)及び地方公共団体。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者(以下「グループ」という。)の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表

して、本公募に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が以下2参加資格に記載する全ての要件に適合している必要がある。

2 参加資格

次の各号の全てに該当する者(ただし、地方公共団体は、(3)の要件を不要とする。)

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者
- (3) 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の資格を有する者であること。複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者が資格を有する者であること。
- (4) 当該事業の目的達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (5) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者

第5 契約期間

契約期間は委託契約締結日から平成22年3月23日までとする。

なお、本事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が調い次第、国との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

第6 参加表明書に関する事項

1 参加表明書の作成

本委託事業への参加を希望する者は、「企画競争参加表明書」(別紙様式第1号)により作成し、以下の(1)から(3)までの添付書類(複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の書類)と併せて提出することとする。

なお、参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とする。

- (1) 業務内容等を示したパンフレット(又はリーフレット)
- (2) 民間企業等にあっては営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準ずるもの)を、民間企業等以外の者にあっては定款又は寄附行為及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準ずるもの)
- (3) 第4の(3)を証するものとして、総務省から通知のあった資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
(競争参加資格登録を行っている者にあっては、「資格審査結果通知書」(全省庁統一資格)の取得後速やかに提出すること)

2 提出期限

第20の「問い合わせ先」に、持参又は郵送により、平成21年3月25日(水)までに提出すること。なお、郵送により提出する場合は募集期間内必着とする。また、複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の連名により提出すること。

3 提出部数 各1部づつ

4 受付期間等

(1) 平成21年3月5日から平成21年3月25日までの21日間

(2) 受付曜日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

(3) 受付時間:10:00～12:00及び13:30～16:30

(4) 受付場所:第20の「問い合わせ先」

5 企画競争参加表明書及び添付書類等の返却はしない。

第7 応募に係る説明会の開催について

1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時:第1回 平成21年3月9日(月) 14時～16時

第2回 平成21年3月16日(月) 10時～12時

場所:第1回 農林水産本省消費・安全局第4会議室(本館地下1階、ドア番号「本003」)

第2回 農林水産本省消費・安全局第4会議室(本館地下1階、ドア番号「本003」)

2 説明会に出席を希望する者は、「事業企画に関する説明会出席届」(別紙様式第2号)を出席したい説明会の回数を記入した上で、第1回目は平成21年3月6日までに、第2回目は平成21年3月13日までに第20の「問い合わせ先」へ提出すること。

3 説明会への出席の有無は、第4の2の参加資格とはしない。

第8 応募する企画提案(企画提案書)等の内容

1 第6の参加表明書を提出した者(以下「参加者」という。)は、「企画提案書」(別紙様式第3号)を作成するものとする。複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の連名により作成するものとする。

2 企画提案書には第2を踏まえつつ、次の項目及び内容を企画提案するものとする。

(1) 事業全般

事業の目的に即した効率的・効果的な実施コンセプト、事業の実施体制、適正な経理処理を行うための体制等

(2) 食品表示ウォッチャー事業

事業の目的に即した効果的な内容及び運営手法、実施体制並びにスケジュール等

(3) 食品事業者表示適正化技術講座事業

事業の目的に即した効果的な内容及び運営手法、実施体制並びにスケジュール等

(4) 積算内訳(別紙様式第4号)

(5) 複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する者ごとの役割分担及び経理区分を明確にすること。また、再委託を予定している場合は、その再委託を締結する相手方(再委託を締結する相手方が未定の場合は、その相手方を選定する方法)を明確にすること。

第9 その他の提出書類

参加者は、企画提案書及び見積書(積算内訳)の他、次に掲げる書類を作成するものとする。(複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する全ての者の書類)

- 1 参加資格を明らかにするもの(第4の2に該当する書類)
- 2 その他参考となる資料
 - (1) 食品表示ウォッチャー事業関係
 - 1)食品表示ウォッチャー事業に限らず、モニター活動の公募、運営及び研修実施に関する知見、技術
 - 2)その他(本事業を行うにあたってのPR事項)
 - (2) 食品事業者表示適正化技術講座事業
 - 1)食品事業者表示適正化技術講座事業に限らず、意見交換会及び講座の開催・運営及びテキストの作成等に関する知見、技術
 - 2)その他(本事業を行うにあたってのPR事項)

第10 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

- 1 提出期限
平成21年3月27日(金)までに持参すること。郵送により提出する場合は、その前日までの到着とする。
- 2 提出先
第20の「問い合わせ先」
- 3 提出部数
企画提案書及びその他の書類(以下「企画提案書等」という。)を15部(正1部、副14部)
- 4 その他
提出する企画提案書等は、1者につき1点に限る。(複数者による共同提案の場合は、1グループ1点に限る)。また、企画提案書等を提出しなかった参加者については、失格とする。

第11 審査方法

- 1 企画提案会
 - (1) 実施要領第8で定められた企画競争実施責任者は、企画提案書等の審査を行うため、必要に応じて、企画競争参加表明書の提出者が企画提案書等の内容について説明を行う事業企画に関する提案会(以下「企画提案会」という。)を農林水産本省庁舎内において開催する。開催の有無及び開催日時等の詳細は、参加者に対して連絡する。
 - (2) 前項の企画提案会を開催する場合、同提案会において説明を行わなかった参加者は、失格とする。
- 2 契約候補者の選定等
提出された企画提案書を第12の審査基準に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者(最上位の者が複数ある場合には、その中から審査委員会が選定した者)を本事業の委託契約候補者とする。また、その採点が適正に行われたかを審査するため、別途委員会を設置して審査を行い、適正と認められたときに審査基準に基づいて選出された参加者を本事業の委託候補者として採択し、支出負担行為担当官消費・安全局長(以下「支出負担行為担当官」という。)に推薦するものとする。

ただし、委託契約候補者から契約候補辞退届(別紙様式第5号)の提出があった場合には、採点した得点が次に高かった者を委託契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦するものとする。

3 両審査は非公開とする。

第12 審査基準

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は、以下の基準に従って行う。

1 応募資格

第4の応募資格を満たしているか。

2 事業・経理処理能力の有無(区分経理、内部管理体制等)

本事業の目的を達成するための、管理部門の構成は適切か。また、専属の担当を決められるか。

3 事業の実施体制及び実施手順

事業の実施体制及び実施手順は適切か。

4 事業効果の分析

事業全般及び個別の事業内容に関する事業効果の考え方や分析手法は適切か。

5 食品表示ウォッチャー事業

(1) 食品表示ウォッチャー事業の理解度

食品表示ウォッチャー事業の目的、内容を的確に理解しているか。

(2) モニター活動の運営及び意見交換会の開催等に関する企画内容の程度

食品表示ウォッチャー活動の運営及び意見交換会の開催等に関する企画提案の内容に、効果的な事業実施に向けた独自性や工夫等がみられるか。

(3) 事業の的確な実行力の程度

企画提案した内容を的確に行うことができる実行能力を有し、必要な実施体制を施しているか。

(4) 事業経費の妥当性(見積書)

事業にかかる経費が事業内容と比較して適切か。

7 食品事業者表示適正化技術講座事業

(1) 食品事業者表示適正化技術講座事業の理解度

食品事業者表示適正化技術講座の目的、内容を的確に理解しているか。

(2) 意見交換会及び講座の事前準備、開催等に関する企画内容の程度

意見交換会及び講座の事前準備、開催等に関する企画提案の内容に、効果的な事業実施に向けた独自性や工夫等がみられるか。

(3) 事業の的確な実行力の程度

企画提案した内容を的確に行うことができる実行能力を有し、必要な実施体制を施しているか。

(4) 事業経費の妥当性(見積書)

事業にかかる経費が事業内容と比較して適切か。

第13 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書等の審査後、2週間以内に全ての参加者に対し文書により通知する。

第14 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、参加者が負担する。

第15 企画提案書等の返却の可否等

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 企画提案書等は、採点等本委託事業にかかる事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

第16 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は日本語とする。

第17 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金額は、予決令第100条の3第3号の規定により免除する。

第18 委託料の支払い方法

本委託事業の委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、予決令第58条に規定する協議が調った場合は概算払とする。

第19 成果品(著作権等)の帰属等

この委託事業に係る次の各号に掲げる権利等(以下「特許権等」という。)は、農林水産省消費・安全局長が承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)

第20 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

食品表示適正化対策事業担当

農林水産省消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室調整指導班

(本館4階、ドア番号「本473」)

電話 : 03-3502-8111内線4485

FAX : 03 - 3502 - 0594

担当 : 課長補佐 木下、指導係長 百瀬

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度食品表示適正化対策委託事業」企画競争参加表明書

平成21年度食品表示適正化対策委託事業の企画競争に参加することを表明します。
なお、企画提案に関する担当者は以下のとおりです。

記

(担当者)

所属/部署・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号
e-mail

(共同提案の場合は、代表者の担当を記載すること)

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度食品表示適正化対策委託事業」に関する説明会出席届

「平成21年度食品表示適正化対策委託事業」企画に関する第 回説明会への出席を希望します。

記

(担当者)

所属/部署・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号
e-mail

(共同提案の場合は、代表者の担当を記載すること)

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度食品表示適正化対策委託事業」企画提案書の提出について

平成21年度食品表示適正化対策事業を受注したいので、別添のとおり企画提案書を提出します。

別紙様式第4号

平成21年度食品表示適正化対策事業見積書(積算内訳)

区分	予算額	備考
合計	円	

- (注) 1 備考欄には、各区分の欄の経費について算出基礎を記入し、必要に応じ説明を付すること。
- 2 複数者による共同提案の場合は、そのグループを構成する者ごとに積算内訳を作成する。
- 3 必要に応じて資料を添付する。

別紙様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省消費・安全局表示・規格課長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

「平成21年度食品表示適正化対策委託事業」契約候補辞退届

平成21年度食品表示適正化対策委託事業に関する契約候補について、 の理由により、辞退いたします。